

## 第27回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年 8月26日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |     |
| 第 2 | 会期決定について                                     |     |
| 第 3 | 会務報告   |     |
| 第 4 | 報告第 72号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る<br>あっせん委員の指名について | 7件  |
| 第 5 | 報告第 73号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について                 | 2件  |
| 第 6 | 議案第140号 現況証明願について                            | 2件  |
| 第 7 | 議案第141号 農業振興地域整備計画の変更について                    | 2件  |
| 第 8 | 議案第142号 農地法第3条の規定による許可申請について                 | 1件  |
| 第 9 | 議案第143号 農地法第5条の規定による許可申請について                 | 2件  |
| 第10 | 議案第144号 農用地利用集積計画の作成の要請について                  | 14件 |

### ○出席委員 (15名)

1番 澁谷 洋 君	3番 高原 文男 君	4番 橘 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

### ○議事参与の制限を受けた委員 (1名)

■番 ■ 君

### ○欠席委員 (1名)

2番 高松 俊男 君

### ○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君  
主任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君  
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第27回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時02分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・高原君 4番・橘君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第27回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第72号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第72号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号7まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

報告第72号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり7件となっております。

番号1。

あっせん申出者、  
さん。

申出面積、32.1ha。

指名年月日、令和元年8月5日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、笛木委員、大泉委員、高原委員となっております。

なお、番号2から番号6まで、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、3.7ha。

続きまして番号3。

申出面積、6.8ha。

番号4。

申出面積、17.5ha。

番号5。

申出面積、28.0ha。

番号6。

申出面積、57.5ha。

番号7。

あっせん申出者、  
さん。

申出面積、18.6ha。

指名年月日、令和元年8月5日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、嶋中委員、森田委員、渡邊委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号7まで内容7件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件について、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第72号、内容7件は、報告のとおり承認されました。

◎報告第73号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第73号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

報告第73号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、  
あっせん譲渡申出者、  
さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、高原委員、大泉委員。

報告年月日、令和元年8月9日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和原野基線20-1。

現況地目、畑。

面積、9,556㎡外27筆、合計28筆で321,705㎡。

価格、10,117,000円。

譲受人氏名、  
さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野718-39。

現況地目、畑。

面積、37,922㎡。

価格、2,377,000円。

譲受人氏名、  
さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、虹別原野57線114-1。

現況地目、畑。

面積、49,188㎡外1筆、合計2筆で68,425㎡。

価格、4,658,000円。

譲受人氏名、  
さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、字上多和22-3。

現況地目、畑。

面積、37,728㎡外15筆、合計16筆で175,655.40㎡。

価格、5,549,000円。

譲受人氏名、  
さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、字上多和21-1。

現況地目、畑。

面積、25,988㎡外26筆、合計27筆で280,121.86㎡。

価格、8,730,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、字シラルトロエトロ12-2。

現況地目、畑。

面積、107,387㎡外6筆、合計7筆で575,720㎡。

価格、18,020,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

合計81筆、合計面積1,459,549.26㎡、合計価格49,451,000円。

番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

報告第73号、番号1について報告致します。

令和元年8月5日に、あっせん委員の指名があり、令和元年8月9日に高原委員、大泉委員、と私、事務局より相撲局長と大河原主事で、役場小会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長に私が互選されました。

本件は、平成26年度農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社が取得した農地を、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんが借上げ、今年度公社より売渡しを受ける案件となっております。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、森田委員。

報告年月日、令和元年8月9日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、宇西熊牛原野西4線70-1。

現況地目、採放地。

面積、10,471㎡外5筆、合計が6筆186,911㎡。

価格、5,945,000円。

譲受人氏名、

さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

報告第73号、番号2について報告致します。

令和元年8月5日に、あっせん委員の指名があり、8月9日に嶋中委員、森田委員と私、事務局より相撲局長と大河原主事で役場小会議室において第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成28年度農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社が取得した農地を、さんが一時貸付を受けておりましたが、早期買入を行うものであります。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第73号、内容2件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第140号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第140号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第140号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字虹別原野391-8。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、26,252㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、笛木委員、高原委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年8月14日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第140号、番号1について報告致します。

8月6日付けで調査依頼がありまして、8月14日に高原委員、大泉委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長と現地調査をしております。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現状は、施設用地の他は未利用地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字オソツベツ605-10。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、797㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、宅地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

調査年月日は、令和元年8月14日となっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第140号、番号2について報告致します。

8月7日付けで調査依頼がありまして、8月14日に高松委員、平間委員と事務局より小幡係長と私で現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきり分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第140号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第141号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第141号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。



○農地係（大河原広君）はい。

議案第141号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野414番地1。

現況地目、畑。

面積、38,433㎡の内7,886.25㎡。

事業計画の名称、育成牛舎建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成牛舎1,128.48㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります高原委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第141号、番号1について報告を致します。

8月13日に事務局より調査の依頼があり、8月14日に笛木委員、大泉委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが育成牛舎を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請をし、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、育成牛舎の建築としては妥当な面積と判断致しました。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告と致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、宇西熊牛原野西2線55番地2。

現況地目、牧場。

面積、2,511㎡。

事業計画の名称、農家用住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅98.08㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXX。

事業の必要性、緊急性、新たに農業住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外に代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第141号、番号2について報告致します。

8月14日に事務局より調査の依頼があり、8月19日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから12ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで営農を行うXXXXXXXXXXさんが貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

ご覧の通り、畑の三角部分で大型機械も入れないような部分でありますので、妥当と判断致しまして、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第141号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第142号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8、議案第142号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

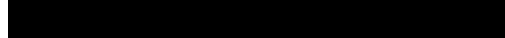
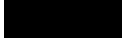
○農地係（大河原 広君） はい。

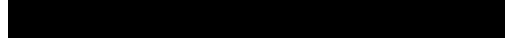
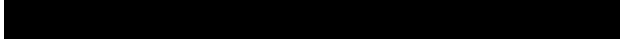
議案第142号について説明させていただきます。

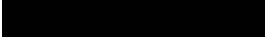
農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、、さん。

譲受人、、

さん。

土地の所在、字熊牛原野32-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、53,028㎡外97筆、合計2,360,352.19㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に営農合理化のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入66,060,589円。

世帯員又は構成員、譲渡人12名、譲受人6名。

畑、採放地面積、譲渡人2,360,352.19㎡、譲受人659,000.85㎡うち借入地542,988.85㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号1につきましては、調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第142号、番号1について報告致します。

8月14日に事務局より調査の依頼があり、8月25日に現地調査を行ってまいりました。許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人の[ ]さんから、譲受人の[ ]さんへ、営農合理化のため土地の譲渡を行うとして、今回の申請となりました。

権利を取得する、[ ]の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[ ]が申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[ ]の経営面積は申請地を含め約301haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に、農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第142号、内容1件については原案可決されました。

#### ◎議案第143号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第143号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第143号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

所有者、[ ]、[ ]さん。

転用者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野414-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,886.25㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、育成牛舎建設のため。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

育成牛舎、1,128.48㎡。

ロール置場、2,612.20㎡。

作業スペース、4,145.57㎡。

調査委員、笛木委員、高原委員、大泉委員、熊谷委員。

なお、番号1につきましては、調査委員であります高原委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第143号、番号1について報告いたします。

8月13日に事務局より調査の依頼があり、8月14日に笛木委員、大泉委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、[REDACTED]で営農している[REDACTED]さんで、貸主の[REDACTED]さんの土地に育成牛舎建設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で、必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇西熊牛原野西2線55-2。

地目、登記簿、現況共に牧場。

面積、2,511㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、農家住宅、車庫、物置新築建設のため。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

農家住宅敷地面積含め、150.37㎡。

車庫、73.99㎡。

物置、13.83㎡。

家庭菜園、683.77㎡。

建設敷地・通路、1,134.35㎡。

庭、455.64㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

なお、番号2につきましては、調査委員であります嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第143号、番号2について報告いたします。

8月14日に事務局より調査の依頼があり、8月19日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから12ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXで営農しているXXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に、農家住宅建築を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第143号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第144号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第144号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容14件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号7まで、内容7件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第144号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり14件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字シラルトロエトロ12-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、107, 387㎡外6筆、合計面積は575, 720㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年8月28日。

対価の支払期限、令和元年8月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、18,020,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号7まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇西熊牛原野西4線70-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、10,471㎡外5筆、合計面積は186,911㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和元年10月30日。

価格は、5,945,000円。

なお、番号3から番号7まで、対価の支払期限が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇虹別原野718-39。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,922㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、2,377,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇虹別原野57線114-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,188㎡外1筆、合計面積は68,425㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、4,658,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇上多和原野基線20-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,556㎡外27筆、合計面積は321,705㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、10,117,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。



土地の所在、字上多和21-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,988㎡外26筆、合計面積は280,121.86㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、8,730,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字上多和22-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,728㎡外15筆、合計面積は175,655.40㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、5,549,000円。

なお、番号1から番号7につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野363-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,116㎡外1筆、合計面積は32,001㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年8月28日から令和7年8月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年8月28日。

金額は、年間100,000円。

支払方法は、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第144号、番号8について報告致します。

8月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]

[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字虹別690-52の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、2, 289㎡外2筆、合計面積が37, 494㎡。

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年9月3日から令和6年9月2日まで。

土地の引渡時期は、令和元年9月3日。

金額は、年間116,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第144号、番号9について報告致します。

8月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]

[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]

土地の所在、字虹別原野8-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,907㎡外3筆、合計面積は128,414㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年8月28日から令和11年8月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年8月28日。

金額は、年間410,924円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第144号、番号10について報告致します。

8月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[ ]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

お諮り致します。

番号11から番号12まで、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]

[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]

[ ]さん。

土地の所在、字虹別原野441-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,285㎡。

利用権の期間は、令和元年9月3日から令和11年9月2日まで。

土地の引渡時期、令和元年9月3日。

金額は、年間138,512円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野66線151-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,597㎡外1筆、合計面積は44,312㎡。

金額は、年間137,000円となっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第144号、番号11及び12について報告します。

8月9日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんとXXXXXXさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、  
利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線85-1。

地目、登記簿、畑。

現況、採放地。

面積は、4,288㎡外18筆、合計面積は501,544㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年8月28日から令和6年8月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年8月28日。

金額は、年間938,235円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第144号、番号13について報告致します。

8月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

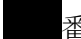

原案可決することにご異議ございませんか。

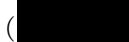
（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

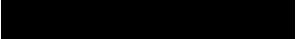
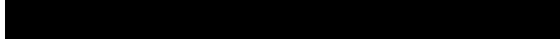
（君退席）

事務局より内容説明させます。

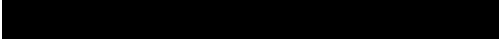
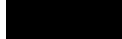
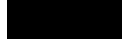
振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、、

さん。

利用権の設定等をする者、、の相続人 

さん外8名。

土地の所在、字塘路256-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、2,040㎡外17筆、合計面積は373,090㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年8月28日から令和6年8月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年8月28日。

金額は、年間1,044,400円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

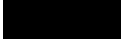
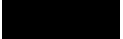
○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

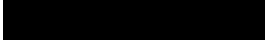
○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第144号、番号14について報告致します。

8月7日付で事務局より調査依頼がありまして、8月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の氏の相続人であるさん外8名は、相手側の希望により農地を貸付する  
ものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、  
常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

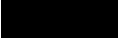
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

(君復席)

以上をもって、議案第144号、内容14件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第27回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 第27回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時01分閉会)